

諮問第 38 号

兵庫県医療審議会

地域医療支援病院の取扱いについて（諮問）

下記の医療機関について、医療法第 29 条 6 項の規定に基づき、地域医療支援病院の取扱いについて、貴審議会の御意見を賜りたく、諮問します。

記

高砂市民病院

以上

令和 6 年 8 月 26 日

兵庫県知事 齋藤 元彦





# 高砂市民病院（地域医療支援病院）の取扱いについて（ご報告）

## 1 地域医療支援病院としての主な要件の達成状況について

		R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度 (計画)	要件（基準）
救急 搬送	①救急搬送件数	893	755	698	770	854	813	①1,000人以上 または②2以上
	②搬送件数/圏域人口 ×1,000	2.12	1.83	1.70	1.89	2.10	2.01	
紹介率		53.3%	45.0%	37.8%	35.1%	43.1%	51.3%	①紹介率 : 80%以上 ②紹介率 : 65%以上 逆紹介率 : 40%以上 ③紹介率 : 50%以上 逆紹介率 : 70%以上
逆紹介率		86.8%	66.9%	46.2%	43.3%	61.9%	72.3%	
研修実施回数		16	0	2	11	20	23	年12回以上

網掛け表示：要件未達成の箇所 □表示：コロナ特例（要件緩和）

### ■コロナ特例（要件緩和）について ※令和2～4年度に限る

次の①、②の要件については、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に要件を満たさなくても、差し支えない取扱いが、国通知により示されている。（ただし、救急搬送は従来どおり（要件緩和の特例なし））

#### ①紹介率及び逆紹介率

特例要件：地域において、新型コロナウイルス感染症患者に対する医療提供において役割を果たすこととされている場合は、一時的に当該要件を満たさなくても差し支えない。

#### ②研修実施回数

特例要件：新型コロナウイルス感染症の影響により、研修実施に支障が生じている場合等には、研修を延期又は休止等して差し支えない。

## 2 現在の対応状況（R5 実績）

- 救急搬送要件は満たしたが、紹介率・逆紹介率を満たしていない状況  
→5類移行後も、依然として新型コロナウイルスの影響でPCR 目的の初診患者数が多い
- 来年度に向けて当該要件を達成できるよう、高砂市民病院にて改善計画書を作成しており、引き続き、県として必要な指導を行っている

## 3 所管圏域の意見

高砂市民病院の地域医療支援病院の取扱いについて、計画書を適切と認め承認を継続し、令和6年度の実績等を踏まえて、令和7年度に継続の是非を審議することとする。

### [参考①：地域医療支援病院について]

患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を行い、かかりつけ医等への支援を通じて地域医療の確保を図る病院として、都道府県知事が個別に承認（県内に39病院（R5.10月末現在））

- ・原則として国、都道府県、市町村、社会医療法人、医療法人等
- ・建物、設備、機器等を地域の医師等が利用できる体制を確保していること
- ・地域医療従事者に対する教育を行っていること
- ・地域医療支援病院としてふさわしい施設を有すること

### [参考②：地域医療支援病院の取消根拠]

都道府県は医療法第29条第3項各号のいずれかに該当する場合においては、地域医療支援病院の承認を取り消すことができる。（医療審議会の意見を聴かなければならない）

※第29条3項：地域医療支援病院が医療法第4条第1項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

令和6年8月20日

兵庫県東播磨県民局  
加古川健康福祉事務所長 様

東播磨圏域健康福祉推進協議会長



地域医療支援病院の承認継続にかかる意見書の提出について

令和6年8月13日東播（加健）第2133号で依頼がありました高砂市民病院の地域医療支援病院の取扱いについて、以下の対応をお願いします。

記

高砂市民病院の地域医療支援病院の取扱いについて、計画書を適切と認め承認を継続し、令和6年度の実績等を踏まえて、令和7年度に継続の是非を審議することとする。